農産物検査法違反に係る処分基準及び行政指導指針並びに公表の指針

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高　知　県

１　処分基準及び行政指導指針

(１)　知事は、農産物検査法施行令（平成７年政令第357号）第５条第１号に規定する地域登録検査機関（以下「地域登録検査機関」という。）が農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第22条、第23条又は第24条第１項から第３項までの要件に該当すると認めるときは、法第22条に規定する適合命令、法第23条に規定する改善命令又は法第24条に規定する登録の取消し若しくは農産物検査の業務の停止の命令（以下これらの命令等を「行政処分」という。）をするものとする。ただし、次に掲げる場合には、行政処分の前に相当の期限を定めて、当該地域登録検査機関に当該各規定に定める行政指導を行い、当該地域登録検査機関が、正当な理由がなくてその行政指導に従わなかった場合に行政処分を行うものとする。

　　ア　地域登録検査機関の違反行為が役職員による過失であることが明らかであり、行為自体の悪質性が低く、農産物検査業務その他の業務に影響を及ぼさない程度のものである場合　業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項の行政指導

　　イ　地域登録検査機関の業務運営に関し、法第17条第２項各号の規定のいずれかに適合しなくなったが、緊急に改善を要しない場合　これらの規定に適合するために必要な措置に係る行政指導

　(２)　知事は、次に掲げる場合には、法第24条第２項の規定に基づき地域登録検査機関の登録を取り消すものとする。

　　ア　地域登録検査機関が不正の手段により登録又は変更登録を受けたとき（機械器具、その他の設備を使用の権限なく、一時的に借り受ける等特に悪質な場合に限る。）

　　イ　地域登録検査機関が法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき（命令又は処分を行ったにもかかわらず、当該命令等に従わずに業務の全部又は一部を行う等特に悪質な場合に限る。）

　(３)　法第22条に規定する適合命令又は法第23条に規定する改善命令をするときは、行政手続法（平成５年法律第88号）第13条第１項の規定により当該地域登録検査機関に弁明の機会を付与し、法第24条に定められた登録の取消し又は業務停止の命令を行うときは、法第32条の規定により当該地域登録検査機関に対し聴聞を行う。

２　公表の指針

知事は、法第24条第４項に規定する地域登録検査機関の登録の取消し又は農産物検査の業務の停止の命令の公示のほか、行政処分を行った場合は、次の（１）から（３）までの事項を県のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

また、消費者利益の保護等の観点から違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されているときは、行政処分を行わなくても、（１）及び（２）の事項を公表することができる。

　(１)　違反した地域登録検査機関の氏名又は名称及び住所

　(２)　違反事実（高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）第６条第１項各号のいずれかに該当する情報を除く。）

　(３)　行政処分の内容

３　摘要年月日

この基準は、平成29年4月1日から施行する。